

同窓会並びに総会開催支援金細則についての補足

平成19年10月19日

①各期同窓会について。

- a. 名簿並びに宛名シールは原則として外部には出さない。但しどうしても必要な場合は、会長もしくは専務理事に相談の上、「同窓会名簿借出申請書及び誓約書」を提出させ、これを貸し出しすることもできる。
- b. この場合、「同窓会名簿借出申請書及び誓約書」はまず同窓会事務局に提出してもらい、同窓会事務局が本田先生にその申請書の承認を受けてから、今坂先生に出力してもらう。
- c. 貸出した名簿は、必ず返却してもらう。
- d. 支援金については、名簿並びに宛名シールを外部には出さないケースでは、はがきへの宛名シールの貼り付けは事務局で行い、それに使用されたはがき代が支援金としての扱いとなる。
- e. この場合、もし500名を超える発送となり、結果50,000円を超えることとなっても、同期会へこの分を請求することはない。
- f. 同窓会名簿を貸出したケースでは、承認を受け名簿を渡した時点で支援金50,000円を渡しても良い。もし後日、提出された同窓会参加者名簿の人数が50名に満たなくても、返金の要請は行わない。

②各クラブOBOG会

- a. 基本的には各期同窓会と同じ。
- b. 但し、①fの50,000円は、各クラブOBOG会の場合は貸出した名簿の人数×100円の金額を支援金として渡す。

③選挙

- a. 選挙のために候補者に名簿を渡すことは不可。
- b. 但し候補者が星稜高校卒業生で、候補者本人より直接に名簿借出しの申請があれば、会長もしくは専務理事に相談の上、申請を受けることも可。